**同一建物減算（１２％減算）における確認フローチャート**

確　認　年　月　日：　　　年　　月　　日

確認対象期間　　　：　　年度　前期 ・ 後期

法令遵守責任者氏名：

確認担当者氏名　　：

（１）事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者がいる。

□いいえ

□はい

（２）訪問介護については別紙６を、

予防給付型訪問サービスについては別紙６（総合事業）を**それぞれ作成・計算してください。**

**【注意】**

・訪問介護のみの事業所については、別紙６（総合事業）の作成は不要。

・どの指定を受けているか不明な場合は、指定（更新）通

知書を確認又は、北九州市介護保険課に連絡。

（３）別紙６の作成は不要ですが、このフローチャートを事業所で**５年間保存してください**(フローチャートの提出は不要です)**。**

**【注意】**

**・前回の結果で、１２％減算の適用となった事業所については、加算の変更届の提出が必要です。**提出書類一式を２部作成し、**１部は提出期限までに提出してください。**残りの１部については、必ず事業所で５年間保存してください。

□９０％

以上ではない

□９０％

**以上**

**（４）提出書類一式を２部作成し、１部は提出期限までに提出してください。**

**残りの１部については、必ず事業所で５年間保存してください。**

**また、９０％以上である場合の正当な理由がある事業所は、その挙証資料も併せてご提出ください。後日、結果を通知いたします。**

**【注意】**

**・前回の結果で、１２％減算の適用となった事業所についても、再度提出してください。**

**・**

（５）提出は不要ですが、**作成・計算した書類は、このフローチャートとともに必ず事業所で５年間保存してください**(フローチャートの提出も不要です)。

【注意】

・**前回の結果で、１２％減算の適用となった事業所については、加算の変更届の提出が必要です。**提出書類一式を２部作成し、**１部は提出期限までに提出してください。**残りの１部については、必ず事業所で５年間保存してください。